

令和5年12月25日

中小企業政策審議会 取引問題小委員会  
委員 各位

経済産業省 中小企業庁  
取引課長 鮫島 大幸

第18回 中小企業政策審議会取引問題小委員会（書面審議）について

平素より取引適正化施策に御理解・御協力賜り、誠にありがとうございます。

さて、物価高が継続する経済状況の下、「物価高に負けない賃上げ」実現が重要な政策課題となっております。特に、我が国の雇用の7割を支える中小企業が賃上げを実現するためには、賃上げ原資を確保するための価格転嫁が極めて重要です。とりわけ、長年にわたり価格交渉の対象では無かった「労務費」について、コスト上昇分を、適切に転嫁できる環境整備の重要性に鑑み、内閣官房及び公正取引委員会において、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」（令和5年11月29日）が取りまとめられました。

下請取引の価格交渉・価格転嫁の現場において本指針の活用を促進し、労務費の価格転嫁を推進するため、下請中小企業振興法3条第1項の規定に基づく振興基準の改正を検討することとしました。

振興基準の改正に際しては、経済産業大臣は、下請中小企業振興法第27条第3項の規定に基づき、中小企業政策審議会の意見を聴く旨が定められております。

つきましては、各委員 御多忙のところ誠に恐れ入りますが、送付資料1～3を御確認いただき、改正案（資料2）について御意見等ございましたら、別紙「審議回答書」に御記入の上、12月28日（木）15時までに事務局宛てメールにて御提出いただきますよう、お願い申し上げます。

※御意見無き際にも、その旨をご返答頂ければ幸いです。

送付資料

- 資料1 本資料（第18回中小企業政策審議会取引問題小委員会（書面審議）
- 資料2 下請中小企業振興法「振興基準」改正案
- 資料3 参考資料（労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針）